国立市立国立第三中学校

PTA 会則

保存版

第 1 章　名称と事務所

第 1 条　本会は「国立市立国立第三中学校 PTA」（以下「三中 PTA」とする。）と称し、事務所を国立市立国立第三中学校（以下「本校」とする。）内に置く。

第 2 章　目的と活動

第 2 条　本会は、学校と家庭と社会が一体となって生徒の心身の健全な発達を図ることを目的として、次の活動を行う。

1. 学校教育および家庭教育の充実を図る。
2. 活動の基盤を学年として、状況に応じて柔軟に対応しつつ会員の教養を高め、親睦を図るための活動を行う。
3. 生徒の教育・生活環境を整備し、充実を図ることに努め、必要があれば行政機関などに働きかけを行う。

第 3 章　方針

第 3 条　本会は自主独立の民主的団体とし、他のどのような支配・統制・干渉も受けない。

第 4 条　政党や宗教に関係せず、また営利行為を行わない。

第 5 条　学校と本会とはお互いの立場を尊重し、協力して活動する。

第 6 条　本会は、学校教員ならびに職員の人事に干渉しない。

第 4 章　会員

第 7 条　本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と、学校長を除く教員とする。

第 8 条　学校長は、すべての委員会に必要に応じて出席し、意見を述べることができる。

第 5 章　会費

第 9 条　本会の会員は会費を納めるものとし、その金額および納入方法は総会で決する。

第 10 条　会費の納入時期は運営委員会で定めるものとし、それ以降の転入ならびに転出については、会費の納入または返還しないものとする。

第 6 章　会計

第 11 条　本会の経費は会費、その他の収入（利子）をもってこれに充てる。

第 12 条　会計は総会で議決された予算によって行う。

第 13 条　決算は会計監査を経て、総会で報告・承認を受ける。

第 14 条　会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章　総会

第 15 条　本会は、総会を最高議決機関とする。

第 16 条　定期総会は年度始めに開催し、以下について審議して、会員の承認を受ける。

1．　前年度の活動報告と決算報告
2．　会則の改正
3．　新年度役員、会計監査および委員
4．　新年度の活動計画案と予算案
5．　その他必要な事項

第 17 条　総会は委任状を含め、全会員の 3 分の 1 以上の出席を以て定足数とする。

第 18 条　出席者の過半数の賛成で議決する。

第 19 条　臨時総会は、代表が必要と認めたとき、または、会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開くことができる。

第 8 章　役員

第 20 条　本会の役員は次のとおりとする。

代表：3 名（うち教職員 1 名）
書記：3 名（うち教職員 1 名）
会計：3 名（うち教職員 1 名）
なお、必要に応じ補佐役をおくことができるものとする。

第 21 条　役員の活動内容は次のとおりとする。

代表：代表 3 名のうち 2 名が本会を代表し、会の運営（例：総会準備、各委員会との調整等）を総括する。
書記：書記は活動の通知・記録・報告・書類の保管などを行う。
会計：会計は予算執行および経理を行う。
役員は緊急案件に対応し、事後に運営委員会または総会へ報告し承認を受ける。

第 22 条　役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 23 条　役員の選出方法は細則にて定める。

第 9 章　運営委員会

第 24 条　運営委員会は、本会の会則および総会の委任事項を執行する。

第 25 条　運営委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。

第 26 条　運営委員会の任務は次のとおりとする。

1．　総会の議案作成
2．　総会からの委任事項の処理
3．　各委員会の計画の調整

4． 会の行事の企画実行
5． 渉外的な活動の処理
6． その他の緊急事項の処理
7． 委員総会の開催（必要があれば）
8． 委員会の新設（必要があれば）

第 10 章　委員会

第 27 条 本会の目的を達成するために、次の委員会をおく。
1． 学年委員会
2． 給食委員会
3． 環境改善委員会

第 28 条 学年委員会の活動内容は次のとおりとし、保護者と学校・地域をつなぐ連携の要として活動する。
1． 各学級からの提起事項に対し、協議のうえ適切に取り組む。
2． 必要に応じ（例：学期ごとの保護者向けイベントなど）、学年の集会、行事などを企画、実行する。
3． 運営委員会からの要望事項を討議し、必要に応じて各学年の保護者に報告し、意見を求める。

第 29 条 給食委員会は、必要に応じ会報（給食だより）の発行を行い、よりよい給食のために活動する。

第 30 条 環境改善委員会は、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整える活動を行う。

第 11 章　構成と選出

第 31 条 各委員会の構成と委員の選出方法は、細則で定める。

第 32 条 各委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 12 章　会計監査

第 33 条 監査委員(2 名)は総会において互選とする。

第 34 条 会計の監査を年 2 回行う。

第 35 条 監査委員は他の役員・委員を兼ねることはできない。

第 36 条 監査委員の任期は 1 年とする。

第 13 章　サークル

第 37 条 PTA 会員相互の親睦と教養の向上に関わることを目的とする。
1． サークル発足の場合、運営委員会承認後、総会の決議を以て発足する。
2． サークルの会員は、本会の会員 5 名以上を以て構成する。

3．　指導者は、本校旧会員、成人の卒業生とし、運営委員会の承認を必要とする。

第 38 条　活動は、年間を通して行うことを原則とし、総会にて活動報告を行う。

1．　活動は 1 年単位とし、継続して活動を希望する場合、年度末に更新の手続きを行う。

2．　運営に必要な事項をつくり、責任を持って活動する。

第 14 章　改廃

第 39 条　会則の改廃は、総会の出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 40 条　細則の制定改廃は、会則に反しない限り運営委員会において定め、総会にて承認を受けたのち施行するものとする。

細則

第 1 条　各委員会の委員の選出については、次の表を標準とする。

委員会名	選出内訳	選出人数	委員総数
中　　央	学年に関わらず標準 6 名	標準 6 名	標準 24 名
学　　年	各学年から標準 2 名※1 ※2	標準 6 名	
給　　食	学年に関わらず標準 6 名	標準 6 名	
環境改善	学年に関わらず標準 6 名	標準 6 名	

※1：A 組を含め学年単位で選出

※2：他の委員会と兼務することができる。

第 2 条　代表、書記及び会計は中央委員会から互選する。中央委員会役員の活動内容の概要を以下に示す。

役員名	活動内容
代　表	総会での報告、対外折衝、緊急対応など
書　記	議事録、会報の編集など
会　計	予算案作成、会費出納管理、会計監査対応など

第 3 条　学年委員会は学年委員で構成され、互選で委員代表（委員の取りまとめ役）をおく。なお、代表不在時は、委員内で協議の上、代行を立てるものとする。また、学年委員は、他の委員会と兼務することが出来るものとする。

第 4 条　運営委員会は役員と各委員代表で構成され、各委員代表が出席できない場合は委任を受けた代理の委員が議決権を持って出席する。

第 5 条　給食委員会は、給食委員で構成され、互選で委員代表（委員の取りまとめ役）をおく。なお、代表不在時は、委員内で協議の上、代行を立てるものとする。

第 6 条　給食運営審議委員 1 名を全会員の中から公募するが、委員としない。ただし、応募が無い場合は給食委員から選出し、その場合に限り給食委員会に所属を認める。

第 7 条　環境改善委員会は、環境改善委員で構成され、互選で委員代表（委員の取りまとめ役）をおく。
なお、代表不在時は、委員内で協議の上、代行を立てるものとする。

第 8 条　PTA 活動に係る広報が必要な際は、委員会に関わらず、関係する役員または委員により広報活動を実施する。

第 9 条　各委員会に若干名の教員をおくが、その選出は教員の協議による。

第 10 条　各委員会は公開を原則とし、会員はその会の代表の許可を得て傍聴することができる。

第 11 条　運営委員会と運営準備会は、学期ごとに 1 回を標準として開催し、必要に応じて臨時開催することができる。

第 12 条　（弔慰規定）生徒、会員、及び会員の配偶者が死亡した時は、弔慰金として 10,000 円をおくる。

附則

昭和 52 年 4 月 1 日　施行
平成 8 年 3 月 2 日　一部改正
平成 11 年 5 月 15 日　一部改正
平成 13 年 5 月 19 日　一部改正
平成 14 年 5 月 17 日　一部改正
平成 15 年 5 月 16 日　一部改正
平成 16 年 2 月 3 日　一部改正
平成 23 年 5 月 12 日　一部改正
平成 24 年 12 月 12 日　一部改正
平成 26 年 5 月 9 日　一部改正
平成 29 年 3 月 4 日　一部改正
令和 3 年 11 月 22 日　一部改正
令和 6 年 3 月 18 日　一部改正
令和 7 年 3 月 18 日　一部改正
令和 7 年 7 月 14 日　一部改正
本改正はPTA 活動の簡素化と実情に即した継続的な運営を目的とする